

# 医師の働き方改革 (男女共同参画事業)

## 目次

すぐに取り組めること（コストはかからない） .....	2
比較的早く取り組めること(少しコストがかかる) .....	5
女性医師・イクメン医師の働き方を見直す .....	6
働き方改革 ポスター（例）.....	7

## 医師の働き方改革に対する取り組み

### ～なぜ、今、女性医師支援が必要か？～

2018年12月31日現在における全国の届出「医師数」は327,210人で、「男」255,452人（総数の78.1%）、「女」71,758人（同21.9%）でした。さらに医学部入学者に占める女性の割合は約1/3であり、全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあります。これまで女性医師が少なかった診療科や職場のみならず、指導医や管理者においても女性医師の割合をさらに増やすことが求められ、その役割に期待がよせられています。

しかし我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられ、まだまだ女性医師が働きやすい環境とは言えません。そのような中、厚生労働省から2024年に向けた医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みの概要が公表されました。各医療機関において女性医師ひいては医師全体を取り巻く環境を確認し整備することが必要です。勤務医を雇用する医療機関における女性医師のさらなる活躍を応援するための取組に関して提案をさせていただきます。

# すぐに取り組めること（コストはかからない）

---

## 1. 勤務時間を工夫する

### ① カンファレンスは勤務時間内のみに行う

昼（休憩時）を活用する

（時短勤務利用者も活用可。休憩時間は他に設ける）

昼時間で不足する場合は朝や午後の集合しやすい時間内に設定

### ② 病状説明は勤務時間内に行われることを周知する

（入院手続き時に説明するとともに院内掲示し理解を得る）

ただし、緊急時や患者の状態により例外があることも記す

### ③ 夜間、休日には主治医（担当医）を呼び出さないようにメディカルスタッフに協力を仰ぐ

### ④ まず当直医に相談。緊急を要する、判断に困る場合にのみ主治医（担当医）、もしくはオンコール医師へ電話相談

### ⑤ 労働時間管理の適正化

医師の在院時間について、職場責任者・指導者は客観的な方法で的確に把握を行う（衛生委員会や産業医等を活用）

### ⑥ 医局に消灯時間を設ける

夜の 10 時以降は医局内の電子カルテを使用できる台数を 1 台のみに限定

### ⑦ 当直の翌日は帰宅できるように徹底する→チーム医療制を設ける

（チーム医療制の項目へ）

### ⑧ フレックスタイム制度（早出・遅出勤務）の導入

## 2. チーム医療を工夫する

- ① 院内に「チーム医療制度」推進委員会を作る
- ② 主治医制をやめ、チーム担当制にする。以下が解決する
  - ・ 主治医が外来中・手術中の対応
  - ・ 主治医不在日の方針決定
  - ・ 病状説明・緊急手術の対応
  - ・ 複数人で担当、チェックすることでインシデント、アクシデントも減る
- ③ ①に加えて、医師間だけでなくメディカルスタッフもアプリ等を活用し、医局員の勤務スケジュールを把握する
  - メディカルスタッフからの無駄な呼び出しがなくなる
- ④ 診療部長は医局員の勤務スケジュールを把握し、時短勤務者、イクメン医師への配慮をする。「早く帰るように」という声かけを行うようにする
- ⑤ 当直専用携帯電話を設ける→ 17:00～17:30に各人から現状を申し送りすることにより医師間で残務の把握ができる →引き継ぎが自然にできる
- ⑥ 主治医（担当医）の事前指示を明確にする
  - ・ 薬剤投与量の調節や静脈注射、検査説明など医師、メディカルスタッフ間で業務分担できるものを取り決める
  - ・ クリニカルパスなどを用いて都度の指示出しを減少させる



### 3. 有給休暇の推進と工夫

#### ① 時間有休の取得推進

\* 2019年4月施行の改正労働基準法（39条4項）で時間単位の  
年次有給休暇の取得が可能になりました。

労使協定締結により、1年に5日の範囲内で、1時間単位での有給を  
認める制度です。

#### ② 学校行事休み、誕生日休み等のルールを別途決める

#### ③ 夏休み（特別休暇）のほかに冬休み（あるいは春休み）を設ける



# 比較的早く取り組めること(少しコストがかかる)

---

## 1. 多職種（メディカルスタッフ）活用によるタスクシフト、タスクシェア

看護師に移譲できる業務、医師事務作業補助者に委譲できる業務、薬剤師に委譲できる業務を検討。業務分担を導入するためには委員会設置が必要

### ① 医師事務作業補助者の導入、充実

(自分たちが行って欲しい業務ができるように育成することが大事)

・ 外来部門のみならず、病棟でも活用する

・ 医師事務作業補助者が代行できる業務

診断書、意見書などの文書作成補助、診療記録への代行入力

診療に関するデータ管理、診察に関するデータ整理

医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備作業

診療情報提供書や報告書のスキャナ取り込み

そのほか、医師の事務作業の補助に資する作業

### ② 薬剤師による業務協力依頼

### ③ 特定看護師の育成、業務協力依頼

## \*参考：厚生労働省ホームページリンク

「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07275.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07275.html)

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05488.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html)

## 2. 書類作成ソフト、レセプトソフト、音声入力システムの導入

- ・ 上記導入により、医師事務作業補助者のできる業務が増加する
- ・ 医師の書類業務時間を運営部門が知る必要性あり

(日医総研リサーチエッセイ No. 69 より)

- ・ 民間保険会社の診断書作成にかかる医師の負担の実態、

研究会の評価と医師の負担の推計 (2017 年度) ・一部 2016 年度データを含む

保険関連書類 1 年間 947 万 通

作成時間 1 年間 497 万 時間

- ・ 音声入力システム導入推進 (放射線読影、病理診断、IC 報告、など)

## 女性医師・イクメン医師の働き方を見直す

- ① 子育て中の女性医師、イクメン医師の実態把握し結果を分析
- ② 短時間勤務等の多様で柔軟な働き方を推進
- ③ 妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備
- ④ 院内保育所の柔軟な運用 (延長保育、病児保育等)
- ⑤ 家事代行等のアウトソーシング活用補助
- ⑥ 復職支援 (e-learning 等の活用等)



# 「働き方改革」ポスター（例）

## 患者さん・ご家族へお願い

厚生労働省が推進する働き方改革において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組み」が通達されたことに伴い、当院では、以下の取り組みを順次進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 病状の説明や手術・検査などの説明を、  
原則勤務時間内  
（平日9：00～17：00）に実施します。
2. 土日、祝日、平日夜間は当直医および  
診療科オンコール医師が、主治医に代わり  
対応します。



## 後記

COVID-19 の感染症対策を契機に、

オンラインによる会議や講演会開催など新しい働き方が定着し始めています。

デジタル技術の活用により、社会全体における業務効率化が急速に進展していく中、今後は突発的事態、緊急時への対応を含めた勤務環境の改善に取り組んでいく必要があると考えます。

今回作成したパンフレットの活用により、医師の働き方改革が進んでいくことを期待しています。

### 医師の働き方改革 (男女共同参画事業)

令和3年3月 初版印刷

編集 大阪府医師会 第8・9・10・11ブロック (大阪市内)  
女性医師支援ワーキンググループ〈男女共同参画検討委員会〉

発行 一般社団法人 大阪府医師会 (学術課・男女共同参画 担当)  
大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号  
(〒543-8935 電話 06-6763-7006)